

令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第7報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和6年8月20日 保医発0820第1号 医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて
- ・令和6年9月30日 保医発0930第7号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和6年9月30日 保医発0930第9号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早418		下から4行目	<p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～149 (略)</p> <p>150 ヒト自家移植組織</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>注ア～キ (略)</p> <p><u>ク 自家培養表皮(非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合)</u></p> <p><u>(ア) 非外科的治療が無効又は適応とならない白斑患者のうち、12歳以上の患者に対して使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>(イ) 調製・移植キットについては、非外科的治療が無効又は適応とならない白斑を切除した後の創部に対して、創閉鎖を目的として使用した場合に、原則として一連の治療計画につき40枚を限度として算定する。ただし、医学的に必要な場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で50枚を限度として算定できる。</u></p> <p><u>(ウ) 関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>(エ) 次のいずれにも該当する医師が術者として使用した場合に限り算定する。</u></p> <p>a 皮膚科又は形成外科の経験を5年以上有していること。</p> <p>b 「K014」皮膚移植術(生体・培養)を術者として3例以上実施した経験を有する常勤の医師又は「K014」皮膚移植術(生体・培養)を術者として3例以上実施した経験を有する医師の指導下で当該手術を実施する常勤の医師であること。</p> <p><u>(オ) 自家培養表皮(非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合)を使用することについて、医療上の必要性及び合併症等について患者に説明し、説明した内容を診療録に記載するとともに、説明を行った旨を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>(カ) 採取・培養キットについては、一連の治療計画の初回治療月に1回に限り算定できる。</u></p>	<p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～149 (略)</p> <p>150 ヒト自家移植組織</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>注ア～キ (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

			<p>(キ) <u>診療報酬明細書の摘要欄に、非外科的治療が無効又は適応とならないと判断し、かつ、自家培養表皮(非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合)の適応となると判断した医学的理由を詳細に記載すること。また、複数回に分けて治療することが予定されている場合は、一連の治療計画の内容として以下の事項を摘要欄にあわせて記載すること。</u></p> <p>a <u>治療開始年月及び治療終了予定年月</u> b <u>治療間隔(日数)及び治療回数</u> c <u>一連の治療において使用することを計画している枚数</u></p> <p>151～229 (略)</p>		
			<p>151～229 (略)</p>		
23	右	下から14行目	<p>A000 初診料 (1)～(29) (略) (30) <u>医療情報取得加算</u> ア オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、初診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で初診を行った場合に、<u>医療情報取得加算</u>として、月1回に限り1点を所定点数に加算する。 (※12月1日から適用する。)</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>A000 初診料 (1)～(29) (略) (30) <u>医療情報取得加算</u> ア オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、初診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で初診を行った場合に、<u>医療情報取得加算1</u>として、月1回に限り3点を所定点数に加算する。<u>ただし、健康保険法第3条第13項(大正11年法律第70号)に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合にあつては、医療情報取得加算2として、月1回に限り1点を所定点数に加算する。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>	字句訂正
24	右	上から18行目	<p>(31) <u>医療DX推進体制整備加算</u> オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合に、月1回に限り<u>当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ</u>所定点数に加算する。</p> <p>イ <u>医療DX推進体制整備加算1</u> 11点 ロ <u>医療DX推進体制整備加算2</u> 10点 ハ <u>医療DX推進体制整備加算3</u> 8点</p>	<p>(31) <u>医療DX推進体制整備加算</u> オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合に、月1回に限り8点を所定点数に加算する。</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p>	字句訂正

35	右	上から3行目	<p>A001 再診料 (1)～(14) (略) (15) <u>医療情報取得加算</u> ア 「注19」に規定する医療情報取得加算は、オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、再診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で再診を行った場合に、<u>医療情報取得加算</u>として、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。 (※12月1日から適用する。)</p> <p>イ (略) (16) (略)</p>	<p>A001 再診料 (1)～(14) (略) (15) <u>医療情報取得加算</u> ア 「注19」に規定する医療情報取得加算は、オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、再診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で再診を行った場合に、<u>医療情報取得加算3</u>として、3月に1回に限り2点を所定点数に加算する。<u>ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合にあっては、医療情報取得加算4として、3月に1回に限り1点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>イ (略) (16) (略)</p>	字句訂正
37	右	上から10行目	<p>A002 外来診療料 (1)～(12) (略) (13) <u>医療情報取得加算</u> ア 「注10」に規定する医療情報取得加算は、オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、再診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で再診を行った場合に、<u>医療情報取得加算</u>として、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。 (※12月1日から適用する。)</p> <p>イ (略) (14) (略)</p>	<p>A002 外来診療料 (1)～(12) (略) (13) <u>医療情報取得加算</u> ア 「注10」に規定する医療情報取得加算は、オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、再診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で再診を行った場合に、<u>医療情報取得加算3</u>として、3月に1回に限り2点を所定点数に加算する。<u>ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合にあっては、医療情報取得加算4として、3月に1回に限り1点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>イ (略) (14) (略)</p>	字句訂正

589	右	上から26行目	<p>D008 内分泌学的検査 (1)～(27) (略) (28) 「52」の抗ミューラー管ホルモン(AMH)は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、ECLIA法又はCLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。 (29) (略)</p>	<p>D008 内分泌学的検査 (1)～(27) (略) (28) 「52」の抗ミューラー管ホルモン(AMH)は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法又はECLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。 (29) (略)</p>	字句訂正
610	右	上から9行目	<p>D013 肝炎ウイルス関連検査 (1)～(9) (略) (10) <u>HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、「D013」肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。</u></p>	<p>D013 肝炎ウイルス関連検査 (1)～(9) (略) (新設)</p>	字句挿入
980	右	上から4行目	<p>K009 皮膚剥削術 皮膚剥削術(グラインダーで皮膚を剥削する手術)は、小腫瘍、丘疹性疾患及び外傷性異物の場合に算定する。また、<u>非外科的治療が無効又は適応とならない白斑の治療を目的とした自家培養表皮移植の前処置として行う際には、グラインダー、炭酸ガスレーザー、超音波手術器、エルビウム・ヤグレーザ及び水圧式ナイフ等で剥削した場合に算定できる。</u>なお、単なる美容を目的とした場合は保険給付の対象とならない。</p>	<p>K009 皮膚剥削術 皮膚剥削術(グラインダーで皮膚を剥削する手術)は、小腫瘍、丘疹性疾患及び外傷性異物の場合に算定する。なお、単なる美容を目的とした場合は保険給付の対象とならない。</p>	字句訂正
調25	右	上から27行目	<p>第1節 調剤技術料 00 調剤基本料(処方箋の受付1回につき) 1～9 (略) 10 医療DX推進体制整備加算 (1) オンライン資格確認により取得した診療情報、薬剤情報等を調剤に実際に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を評価するものであり、処方箋受付1回につき<u>当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ</u>所定点数に加算する。ただし、患者1人につき同一月に2回以上調剤を行った場合においても、月1回のみ算定とする。</p>	<p>第1節 調剤技術料 00 調剤基本料(処方箋の受付1回につき) 1～9 (略) 10 医療DX推進体制整備加算 (1) オンライン資格確認により取得した診療情報、薬剤情報等を調剤に実際に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を評価するものであり、処方箋受付1回につき<u>4点</u>を所定点数に加算する。ただし、患者1人につき同一月に2回以上調剤を行った場合においても、月1回のみ算定とする。</p>	字句訂正

			<p>イ <u>医療DX推進体制整備加算1</u> 7点</p> <p>ロ <u>医療DX推進体制整備加算2</u> 6点</p> <p>ハ <u>医療DX推進体制整備加算3</u> 4点</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>11 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>11 (略)</p>																																					
調42	右	下から1行目	<p>第2節 薬学管理料</p> <p>10の2 調剤管理料</p> <p>1 調剤管理料</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 医療情報取得加算</p> <p>ア オンライン資格確認を導入している保険薬局において、患者に係る十分な情報を活用して調剤を実施すること等を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において調剤した場合に、<u>医療情報取得加算</u>として、1年に1回に限り1点を算定する。 (※12月1日から適用する。)</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>第2節 薬学管理料</p> <p>10の2 調剤管理料</p> <p>1 調剤管理料</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 医療情報取得加算</p> <p>ア オンライン資格確認を導入している保険薬局において、患者に係る十分な情報を活用して調剤を実施すること等を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において調剤した場合に、<u>医療情報取得加算1</u>として、6月に1回に限り3点を算定する。<u>ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)により当該患者に係る診療情報を取得等した場合は、医療情報取得加算2として、6月に1回に限り1点を算定する。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>	字句訂正																																				
調101	右	下から17行目	<p>30 特定保険医療材料</p> <p>別表1</p> <p>(1) 服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>算定回数</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">等調 の 加 管 算 理 料</td> <td>重複投薬・相互作用等防止加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>調剤管理加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>医療情報取得加算</td> <td><u>1年に1回まで</u></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※12月1日から適用する。)</p>	項目		算定回数			等調 の 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	×	医療情報取得加算	<u>1年に1回まで</u>	○	×	<p>30 特定保険医療材料</p> <p>別表1</p> <p>(1) 服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>算定回数</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">等調 の 加 管 算 理 料</td> <td>重複投薬・相互作用等防止加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>調剤管理加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>医療情報取得加算</td> <td><u>6月に1回まで</u></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	項目		算定回数			等調 の 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	×	医療情報取得加算	<u>6月に1回まで</u>	○	×	字句訂正
項目		算定回数																																							
等調 の 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×																																					
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	×																																					
	医療情報取得加算	<u>1年に1回まで</u>	○	×																																					
項目		算定回数																																							
等調 の 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×																																					
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	×																																					
	医療情報取得加算	<u>6月に1回まで</u>	○	×																																					

調102	右	上から11行目	(2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="3">算定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">等調 の 剤 加 管 算 理 料</td> <td>重複投薬・相互作用等防止加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>調剤管理加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療情報取得加算</td> <td>1年に1回まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※12月1日から適用する。)</p>	項目		算定回数			等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	×	×	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○	医療情報取得加算	1年に1回まで	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="3">算定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">等調 の 剤 加 管 算 理 料</td> <td>重複投薬・相互作用等防止加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>調剤管理加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療情報取得加算</td> <td>6月に1回まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目		算定回数			等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	×	×	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○	医療情報取得加算	6月に1回まで	○	○	字句訂正
			項目		算定回数																																					
等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	×	×																																						
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○																																						
	医療情報取得加算	1年に1回まで	○	○																																						
項目		算定回数																																								
等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	×	×																																						
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○																																						
	医療情報取得加算	6月に1回まで	○	○																																						
(3) 同一月内における服薬情報等提供料及び在宅患者訪問薬剤管理指導料と他の薬学管理料の算定の可否	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="3">算定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">等調 の 剤 加 管 算 理 料</td> <td>重複投薬・相互作用等防止加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>調剤管理加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療情報取得加算</td> <td>1年に1回まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※12月1日から適用する。)</p>	項目		算定回数			等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○	医療情報取得加算	1年に1回まで	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="3">算定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">等調 の 剤 加 管 算 理 料</td> <td>重複投薬・相互作用等防止加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>調剤管理加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療情報取得加算</td> <td>6月に1回まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目		算定回数			等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○	医療情報取得加算	6月に1回まで	○	○				
項目		算定回数																																								
等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×																																						
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○																																						
	医療情報取得加算	1年に1回まで	○	○																																						
項目		算定回数																																								
等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×																																						
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○																																						
	医療情報取得加算	6月に1回まで	○	○																																						
調103	右	上から11行目	(3) 同一月内における服薬情報等提供料及び在宅患者訪問薬剤管理指導料と他の薬学管理料の算定の可否	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="3">算定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">等調 の 剤 加 管 算 理 料</td> <td>重複投薬・相互作用等防止加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>調剤管理加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療情報取得加算</td> <td>1年に1回まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※12月1日から適用する。)</p>	項目		算定回数			等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○	医療情報取得加算	1年に1回まで	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="3">算定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">等調 の 剤 加 管 算 理 料</td> <td>重複投薬・相互作用等防止加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>調剤管理加算</td> <td>処方箋受付ごと</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療情報取得加算</td> <td>6月に1回まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目		算定回数			等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○	医療情報取得加算	6月に1回まで	○	○	字句訂正
項目		算定回数																																								
等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×																																						
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○																																						
	医療情報取得加算	1年に1回まで	○	○																																						
項目		算定回数																																								
等調 の 剤 加 管 算 理 料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×																																						
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○																																						
	医療情報取得加算	6月に1回まで	○	○																																						